議案第４８号

岩倉市介護保険条例の一部改正について

岩倉市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成３０年６月４日提出

岩倉市長　久　保　田　桂　朗

岩倉市介護保険条例の一部を改正する条例

岩倉市介護保険条例（平成１２年岩倉市条例第４号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項第６号ア中「第３８条第４項」を「第２２条の２第２項」に改める。

附　則

この条例は、平成３０年８月１日から施行する。